

令和6年5月17日

各対象障害福祉サービス事業実施法人の長様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等  
導入支援事業」に係る事業計画の募集について（照会）

平素は、本県の障がい福祉サービスの向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記補助金にかかる事業計画の募集を行いますので、希望される場合は、下記により事  
業計画を提出願います。

## 記

### 1 提出資料

別紙1-1、1-2、1-3、補助対象経費内訳書、  
見積書（ロボット機器ごとに複数業者から徴取すること）、導入予定機器のカタログ

### 2 提出期限

令和6年6月19日（水）必着

### 3 補助対象者

以下、いずれかの事業を実施する事業所の運営法人。

障害者支援施設事業者

共同生活援助事業者（グループホーム）

居宅介護事業者

重度訪問介護事業者

短期入所事業者

重度障害者包括支援事業者

障害児入所施設事業者

注 岐阜市以外の県内に所在する事業所が対象です

（事業所が岐阜市以外であれば、法人本部が岐阜市でもかまいません）

### 4 ロボット等導入補助金の概要

#### （1）補助対象となる事業

内示の日以降から2月末までに介護ロボット等対象機器の導入が完了できる事業

※すでに整備（購入）済みの分は対象外

なお、内示は例年9月末にしていますが、遅れる場合があります。

## (2) 補助対象経費

＜補助対象＞機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められる経費

- ・ロボット本体
- ・本体設置費用
- ・初期設定等に要する費用
- ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設・グループホームのみ)
- ・上記に係る消費税

＜補助対象外＞機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費

- ・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費（※）
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品（※）
- ・工事費（設置費は可能）（※）

※見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）は補助対象とします。

## (3) 補助対象とする機器

目的	想定される機器（例）
移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
移動支援	障がい者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
見守り・コミュニケーション	<p>センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p> <hr/> <p>見守り機器の導入に伴う通信環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Wi-Fi 環境を整備するために必要な配線、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等</li> <li>○職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減する等効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）</li> <li>○見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービス提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む。）</li> <li>・バイタル測定が可能なウェアラブル端末</li> <li>・介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置</li> </ul> </li> </ul>

入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器
------	----------------------------------

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外です。

#### (4) 補助基準額

##### ①ロボットの種類別補助基準額

- ・ 移乗介護、入浴支援 1台あたり10万円以上100万円以下
- ・ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援  
1台あたり10万円以上30万円以下

##### ②施設・事業所種類別補助対象の上限額

- ・ 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円/施設・事業所
- ・ グループホーム：全ての機器の合計額150万円/施設・事業所
- ・ その他の事業所：全ての機器の合計額120万円/施設・事業所
- ・ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）  
：全ての機器の合計額750万円/施設・事業所

#### (5) 補助割合

県：3/4、事業者：1/4

#### (6) 通信環境に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）について

見守り機器の導入に係る協議とあわせて行う場合のみ、協議が認められます。

#### (7) 1法人が複数事業所の対象事業を申請する場合

申請する際、事業所に優先順位を付してください。

#### (8) リースや契約料、運用保守費用等期間に定めのあるもの

年度内に要する経費のみが補助対象です。

#### (9) 導入する機器の当該施設・事業所以外での使用

目的外使用となり認められません。

## 6 提出先

岐阜県障害福祉課施設整備係 小西あて（下記メールアドレス）

- ・ カタログ、見積書等も含めて、容量が10MBを超えないよう分割してメールで送信してください。（カタログは表紙・裏表紙・該当機器のページなど最小限でも可）

## 7 備考

- ・ これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能です。
- ・ 提出期限までに事業計画の提出があった補助金の交付額が予算額を上回る場合は、過去に当該補助金を利用したことがない事業者を優先的に採択することがあります。
- ・ 協議のあった事業計画から補助対象事業が採択/非採択されますので、現時点では補助を確約するものではありません。
- ・ 「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」の成果物（実施主体：(株) 浜銀総研研究所）を参考までにご覧ください。

< (株) 浜銀総研研究所のホームページURL >

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

- 令和4年度障害者総合推進事業において、「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」(実施主体：株式会社インサイト)を参考までにご覧ください。

< 厚生労働省HP (令和4年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧) URL >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160\\_00016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html)

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係			
係長	伊藤	担当	小西
tel	058-272-1111 (内線 3495)		
fax	058-278-2643		
e-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		